

佐賀県ふるさとの森林づくり事業補助金交付要綱

(制定：平成30年3月26日付け森整第2780号)

(改正：令和2年4月1日付け森整第1788号)

(改正：令和3年4月8日付け森整第156号)

(改正：令和5年4月5日付け森整第31号)

(趣 旨)

第1条 知事は、佐賀県森林環境税基金条例（平成20年佐賀県条例第27号）の趣旨に基づき、水源のかん養や土砂災害の防止等の様々な公益的機能の発揮が期待される重要な森林のうち、荒廃した森林又はその恐れのある森林について、市町による公有化及び公的管理を進め、適切な森林管理を図ることにより、森林の公益的機能の維持増進を図るため、公的又は公共的な管理を行う必要がある森林を取得又は管理する市町（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、別表に定める重要な変更以外の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取り扱いに準じ、別紙「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号）のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合にお

いては、速やかに、様式第 3 号による遅延届出書を知事に提出してその指示を受けなければならない。

(6) 前項の場合のうち、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、様式第 4 号による繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

2 前項第 2 号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

(実績報告)

第 5 条 規則第 1 2 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、様式第 5 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 20 日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則 1 2 条第 1 項後段に規定する実績報告書は様式第 6 号とする。

(補助金の交付)

第 6 条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付できるものとする。

2 規則第 1 5 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号及び様式 7 号の 2 並びに様式第 8 号のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

(書類の経由)

第 7 条 規則又はこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄農林事務所を経由しなければならない。ただし、第 3 条第 1 項にさだめる補助金交付申請書及び第 6 条に定める補助金交付請求書のうち精算払によるものについては、経由をしないものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年度事業から適用する。

この要綱は、令和 2 年度事業から適用する。

この要綱は、令和 3 年度事業から適用する。

この要綱は、令和 5 年度事業から適用する。